使用料・手数料の見直し内容 (案)

1. 定義等

- ・令和元年9月に「国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」(以下「基本方針」という。) を策定。基本方針に基づき、令和2年4月に使用料・手数料の見直しを行った。今般の見直しについても基本方針に基づき、前回から4年後の令和6年4月以降の使用料・手数料の見直しを行うものである。
- ・原価計算の基となる数値は、原則として令和3年度決算額又は実績値を用いている。
- ・基本方針に基づき、見直し対象は、理論上の適正価格と現行の料金を比較し、20%以上の乖離が生じているものとする。
- ・「理論上の適正価格」とは、項目・区分ごとの原価に対して受益者負担割合を乗じた額をいう。
- ・「乖離率」とは、「(理論上の適正価格-現行料金) ÷現行料金×100」により算出した数値をいう。
- ・「差額」とは、「改定料金(案)-現行料金」の額をいう。

2. 改定を行う使用料

① 道路占用料<担当:道路交通課管理係>

見直しに当たっての考え方

- ・原価計算によらず、料金を設定する(対象外②)。*1
- ・東京都道路占用料等徴収条例に規定する区部の料金を標準として改定する(激変緩和措置終了)。
- ・表中、Aは近傍類似の土地の時価を表す。

項目名	区分等	都道占用料	現行料金(円)	改定料金	差額(円)
		(区部)(円)		(案)(円)	
道路法第32条第1項	第一種電柱	4,400	3,020	4,400	1,380
第1号に掲げる工作物	第二種電柱	6,800	4,670	6,800	2,130
(電柱等)	第三種電柱	9,400	6,420	9,400	2,980
	第一種電話柱	3,250	2,090	3,250	1,160
	第二種電話柱	5,250	3,380	5,250	1,870
	第三種電話柱	7,240	4,660	7,240	2,580
	その他の柱類	300	300	300	_
	共架電線その他上空	40	30	40	10
	に設ける線類				
	地下電線その他地下	20	20	20	_
	に設ける線類				
	路上に設ける変圧器	3,000	2,200	3,000	800
	地下に設ける変圧器	2,000	1,480	2,000	520
	変圧塔その他これに類する	6,200	4,390	6,200	1,810
	もの及び公衆電話所				

	広告塔	19,900	13,400	19,900	6,500
	その他のもの	6,200	6,200	6,200	_
道路法第32条第1項	外径が 0.07m未満の	140	140	140	_
第2号に掲げる物件	もの				
(水管等)	外径が 0.07m以上	200	170	200	30
	0.1m未満のもの				
	外径が 0.1 m以上	300	620	300	△320
	0.15m未満のもの				
	外径が 0.15m以上	400	670	400	△270
	0.2m未満のもの				
	外径が 0.2m以上 0.3	610	770	610	△160
	m未満のもの				
	外径が 0.3m以上 0.4	820	880	820	△60
	m未満のもの				
	外径が 0.4m以上 0.7	1,400	1,170	1,400	230
	m未満のもの				
	外径が 0.7m以上 1.0	2,000	1,470	2,000	530
	m未満のもの				
	外径が 1.0m以上の	4,000	2,930	4,000	1,070
	もの				
道路法第32条第1項	鉄軌道等	6,200	6,200	6,200	_
第3号に掲げる施設					
道路法第32条第1項	歩廊・雪よけ等	5,990	5,990	5,990	_
第4号に掲げる施設					
道路法第32条第1項	祭礼、縁日等に際し一	190	180	190	10
第6号に掲げる施設	時的に設けるもの				
(露店・商品置場等)	商品置き場等	19,900	18,000	19,900	1,900
道路法施行令第7条第	看板(アーチ式である)	19,900	18,000	19,900	1,900
1号に掲げる物件	ものを除く。)	·	·	·	
	標識	5,000	5,000	5,000	_
	旗ざお及び幕(祭礼、	190	180	190	10
	縁日等用)				
	旗ざお及び幕(その	19,900	18,000	19,900	1,900
	他)				

	アーチ式工作物 (車道	199,800	180,500	199,800	19,300
	を横断するもの)				
	アーチ式工作物(その	99,900	90,200	99,900	9,700
	他)				
道路法施行令第7条第		19,900	18,000	19,900	1,900
4号及び第5号に掲げ					
る工事用施設等					
道路法施行令第7条第	自転車等駐車用器具	$A \times 0.024$	$A \times 0.024$	$A \times 0.024$	_
12 号に掲げる器具					

② 特定公共物占用料<担当:道路交通課管理係(道路)、環境政策課花と緑と水の係(水路)>

見直しに当たっての考え方

- ・原価計算によらず、料金を設定する(対象外②)。
- ・東京都河川流水占用料等徴収条例に規定する市部の料金を標準として改定する。
- ・下表の占用料は、特定公共物のうち現に流水している水路のみに適用し、その他の特定公共物に係 る占用料は、道路占用料に準じる。

項目名	区分等	都河川占用料	現行料金(円)	改定料金	差額(円)
		(市部)(円)		(案)(円)	
第1種(橋りょう(居住用))		787	753	787	34
第2種(ガス供給管埋設物		337	322	337	15
等)					
第3種(仮設小屋・工事用仮		1,125	1,075	1,125	50
設等)					
第4種(橋りょう(居住用以		1,125	1,075	1,125	50
外))					
第5種(電柱・鉄塔)		1,125	1,075	1,125	50
第6種(電線等架空線)		562	537	562	25
第7種(その他)		1,125	1,075	1,125	50

③ 総合体育館使用料(貸切)【受益者負担割合:プール 75%、その他 50%】

<担当:生涯学習課社会体育係>

見直しに当たっての考え方

- ・原価計算の結果に基づき乖離率が著しい「体育室」について、他市平均を勘案し市内料金を改定する。
- ・市外料金は、現行の割合(市内料金の 1.5 倍)を維持して改定する。

人件費(円)		物件費等(円)		減価			原価合計(円])
19,01	3,473	135,45	55,846		31,659,574		186,128,893	
項目名	区分等	7	理論上の適		現行料金	乖離率	改定料金	差額(円)
			正価格	(円)	(円)	(20%以上網掛)	(円)	
第一体育室	午前	(9 時~12 時)	20	,606	5,200	296%	5,600	400
(全面・市内)	午後	1(12 時~15 時)	20	,606	5,200	296%	5,600	400
	午後:	2(15 時~18 時)	20	,606	5,200	296%	5,600	400
	夜間:	1(18 時~21 時)	20	,606	7,000	194%	7,600	600
	夜間 2	2 (21 時~22 時)	6	,869	2,200	212%	2,400	200
第二体育室	午前	(9 時~12 時)	7	,751	2,200	252%	2,400	200
(全面・市内)	午後	1(12 時~15 時)	7	,751	2,200	252%	2,400	200
	午後2	2(15 時~18 時)	7	,751	2,200	252%	2,400	200
	夜間:	1(18 時~21 時)	7	,751	2,700	187%	2,800	100
	夜間 2	2 (21 時~22 時)	2	,584	900	187%	1,000	100
第三体育室	午前	(9 時~12 時)	5	,414	1,700	218%	1,800	100
(全面・市内)	午後	1(12 時~15 時)	5	,414	1,700	218%	1,800	100
	午後:	2(15 時~18 時)	5	,414	1,700	218%	1,800	100
	夜間	1(18 時~21 時)	5	,414	2,200	146%	2,400	200
	夜間 2	2 (21 時~22 時)	1	,805	700	158%	800	100
室内プール	2 時間	il de la companya de	4	,004	2,800	43%	2,800	_
(1 コース・市内)								
会議室(市内)	1 時間	1		636	300	112%	300	_
ステージ	午前	(9 時~12 時)	2	,492	1,600	56%	1,600	_
(市内)	午後	1(12 時~15 時)	2	,492	1,600	56%	1,600	_
	午後:	2(15 時~18 時)	2	,492	1,600	56%	1,600	_
	夜間	1(18 時~21 時)	2	,492	1,600	56%	1,600	_
放送設備	第一位	本育室使用 1 区分		_	600	_	600	_
(市内)	につき	<u> </u>						
第一体育室	午前	(9 時~12 時)	20	,606	7,800	164%	8,400	600
(全面・市外)	午後	1(12 時~15 時)	20	,606	7,800	164%	8,400	600

	午後 2(15 時~18 時)	20,606	7,800	164%	8,400	600
	夜間1 (18 時~21 時)	20,606	10,500	96%	11,400	900
	夜間 2(21 時~22 時)	6,869	3,300	108%	3,600	300
第二体育室	午前 (9 時~12 時)	7,751	3,300	135%	3,600	300
(全面・市外)	午後1 (12 時~15 時)	7,751	3,300	135%	3,600	300
	午後 2(15 時~18 時)	7,751	3,300	135%	3,600	300
	夜間1 (18 時~21 時)	7,751	4,000	94%	4,200	200
	夜間 2(21 時~22 時)	2,584	1,300	99%	1,500	200
第三体育室	午前 (9 時~12 時)	5,414	2,500	117%	2,700	200
(全面・市外)	午後1 (12 時~15 時)	5,414	2,500	117%	2,700	200
	午後 2(15 時~18 時)	5,414	2,500	117%	2,700	200
	夜間1 (18 時~21 時)	5,414	3,300	64%	3,600	300
	夜間 2(21 時~22 時)	1,805	1,000	81%	1,200	200
室内プール	2 時間	4,004	4,200	△5%	4,200	_
(1 コース・市外)						
会議室(市外)	1時間	636	450	41%	450	_
ステージ	午前 (9 時~12 時)	2,492	2,400	4%	2,400	_
(市外)	午後1 (12 時~15 時)	2,492	2,400	4%	2,400	_
	午後 2(15 時~18 時)	2,492	2,400	4%	2,400	_
	夜間1 (18 時~21 時)	2,492	2,400	4%	2,400	_
放送設備	第一体育室使用1区分	_	900		900	_
(市外)	につき					
			900	_	900	_

3. 改定を行う手数料

① ごみ処理等手数料【受益者負担割合:家庭ごみ処理 30%、その他 100%】<担当:ごみ減量課清掃係>

見直しに当たっての考え方

- ・原価計算の結果に基づき乖離率が著しい「し尿雑排水等処理手数料(家庭系)」について、近隣市 との均衡を考慮の上、改定する。
- ・粗大ごみ処理手数料並びに有料処理袋に係る事業系ごみ及び家庭ごみ処理手数料については、近隣 市との均衡、排出抑制の視点等を総合的に勘案し、料金は改定しない。

サービス提供1件あたりの費用(原価)

	- > > > > > > > > > > > > > > > > > > >									
			人件費(円)	物件費等	(円)	減価償	却費 (円)	原	価合計 (円)
家庭ごみ処理(可燃こ	ごみ)			0.2		48.4		6.4		55.0
家庭ごみ処理(不燃ご	ごみ)			2.5		72.6		6.3		81.4
家庭ごみ処理(容器包	豆装プラスチック)			2.5		100.5		6.3		109.3
事業系ごみ処理(有料処	理袋)(可燃・不燃ご	み)		0.8		58.0		6.4		65.2
事業系ごみ処理(有料処	事業系ごみ処理(有料処理袋)(資源ごみ)					59.3		0		59.3
臨時収集ごみ処理・事業		3.8		42.6		6.4		52.8		
直接搬入ごみ処理(多摩)		0.2		29.8		6.4		36.4		
直接搬入ごみ処理(環境センター)・粗大ごみ処理				2.5		42.1		6.3		50.9
(持込)										
粗大ごみ処理(収集)			2.6		54.7		0		57.3	
し尿雑排水等処理(事	事業系) (1L 当たり)		3.7		24.4		0		28.1
し尿雑排水等処理(家	し尿雑排水等処理(家庭系)(1回当たり)				(6,367	0			7,317
動物死体処理				322	4	4,669		0		4,991
項目名	区分等	理論	論上の適	現行	「料金(円)	乖離	K K	改定料金		差額(円)
		正征	插格(円)			(20%以	上網掛)	(案)(円)		
家庭ごみ処理手数料	可燃ごみ		16.5/kg		2/L		57%	2/	Ĺ	_
					(換算)			(換算))	
				1	0.52/kg			10.52/k	g	
	不燃ごみ		24.4/kg		2/L	1	32%	2/	Ĺ	_
					(換算)			(換算))	
				1	0.52/kg			10.52/k	cg	
	容器包装		32.8/kg		1/L	\triangle	13%	1/	Ĺ	_
	プラスチック				(換算)			(換算)		
					37.5/kg			37.5/k	g	
事業系ごみ処理	可燃・不燃ごみ		65.2/kg		6.2/L		63%	6.2/	Ĺ	_
手数料	(有料処理袋)				(基準)			(基準))	
					40/kg			40/k	g	

	資源ごみ	59.3/kg	2/L	48%	2/L	_
	(有料処理袋)		(基準)		(基準)	
			40/kg		40/kg	
臨時収集ごみ処理手		52.8	55	△4%	55	
数料						
直接搬入等ごみ処理	多摩川衛生組合	36.4	42	△13%	42	
手数料	環境センター	50.9	45	13%	45	_
粗大ごみ処理手数料		57.3	40	43%	40	
	環境センター持込	50.9	30	70%	30	_
し尿雑排水等処理手	事業系	28.1	25	12%	25	
数料	家庭系	7,317	1,500	388%	2,000	500
動物死体処理手数料		4,991	4,500	11%	4,500	_

- 4. 新設予定の使用料 (実施時期未定)
- ① 小学校体育館開放に係る空調設備利用料<担当:生涯学習課社会体育係>

空調設備利用料新設に当たっての考え方

- ・令和3年度に国立第二小学校を除く市内小学校7校の体育館に空調設備の設置が完了したことから、空調設備利用料(電気代)を徴収することとする。
- ・設置している空調の消費電力(kW)と令和 4 年度市内小学校における 1kWh 当たりの実績単価「33.34円/kWh (税込)」から利用料を算出。
- ・(参考) 全国家庭電気製品公正取引協議会の定める電気料金の目安:31円
- ・現在、生涯学習課及び教育総務課において、小学校体育館の団体利用の在り方などについて整理・ 検討していることから、実施時期は未定。

【1 校当たり空調利用料】

(1) 設置機種:FGXHP112MA

0.237 (kW) × 33.34 (円/kWh) × ≒ 7.90158 円/h

(2) 設置機種:FGXHP160MA

0.343 (kW) × 33.34 (円/kWh) × ≒ 11.43562 円/h

(3) 合計

(1) $\times 5$ 台 + (2) $\times 5$ 台 = 96.686 円/h ≒ 100 円/h

以上のことから、空調設備利用料を1時間当たり100円とする。

5. 改定を行わない使用料

- (1) 原価計算による料金設定の対象
- ① 地域集会所使用料、 地域福祉館使用料、 地域防災センター使用料、 市民プラザ使用料

【受益者負担割合:50%】 <担当:まちの振興課コミュニティ・市民連携係、市民プラザ、くにたち駅前市民プラザ担当>

見直しに当たっての考え方

・市内コミュニティ施設・プラザの貸し部屋を面積・用途に応じて小(25 ㎡未満)、中(25 ㎡以上 40 ㎡未満)、大(40 ㎡以上)、ホール小(150 ㎡未満)、ホール大(150 ㎡以上)の区分に分け、各区 分の平均額から標準料金を設定する。大(40 ㎡以上)の区分においてコミュニティ施設の乖離率が 20%超であるが、コミュニティ施設と市民プラザの均衡を考慮し、改定しない。

人件費 (円)		物件費等 (円)	減価償却費 (円)	原価合計(円)
26	6,803,167	96,737,943	28,781,7	'37	152,322,847
項目名	部屋区分	区分等	理論上の適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率 (20%以上網掛)
矢川集会所	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
集会室		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
富士見台一丁	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
目集会所		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
集会室		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
中一丁目集会	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
所		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
集会室		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
千丑集会所	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
第一集会室		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
千丑集会所	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
第二集会室		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
坂下集会所	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
第一集会室		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
坂下集会所	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
第二集会室		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%

		T	T		
石神集会所	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
第一集会室		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
石神集会所	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
第二集会室		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
谷保東集会所	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
第一集会室		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
谷保東集会所	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
第二集会室		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
富士見台二丁	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
目東集会所		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
第一集会室		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
富士見台二丁	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
目東集会所		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
第二集会室		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
くにたち立東	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
福祉館		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
集会室		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
くにたち立東	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
福祉館		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
談話室		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
くにたち立東	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
福祉館		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
娯楽室		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
くにたち立東	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
福祉館		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
談話室+娯楽室 (同時利用)		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
青柳福祉セン	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
ター		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
大会議室		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
青柳福祉セン	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
ター		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
児童ホール		夜間 (18 時~22 時)	1,162	800	45%

青柳福祉セン	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
ター		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
談話室		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
西福祉館	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
大広間		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
西福祉館	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
第一会議室		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
西福祉館	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
第二会議室		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
西福祉館	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
和室①		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
西福祉館	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
和室②		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
西福祉館	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
和室①+②		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
(同時利用)		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
北福祉館	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
大広間		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
北福祉館	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
第一会議室		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
北福祉館	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
第二会議室		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
北福祉館	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
和室		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
東福祉館	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
大広間		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%

東福祉館	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
第一会議室		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
東福祉館	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
第二会議室		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
東福祉館	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
和室①		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
東福祉館	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
和室②		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
東福祉館	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
和室①+②		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
(同時利用)		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
中平地域防災	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
センター		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
コミュニティ室		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
中平地域防災	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
センター		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
視聴覚室		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
東地域防災セ	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
ンター		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
小集会室		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
東地域防災セ	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
ンター		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
コミュニティ室		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
東地域防災セ	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
ンター		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
視聴覚室		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
下谷保地域防	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
災センター		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
第一コミュニティ室		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
下谷保地域防	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
災センター		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
第二コミュニティ室		夜間 (18 時~22 時)	572	500	14%

TWALULEY		<i>b</i> → (0 H± 10 H±)	070	700	050/
下谷保地域防	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
災センター		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
視聴覚室		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
富士見台地域	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
防災センター		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
第一コミュニテ		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
ィ室					
富士見台地域	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
防災センター		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
第二コミュニテ		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
イ室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_				
富士見台地域	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
防災センター		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
視聴覚室		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
中地域防災セ	中	午前 (9 時~12 時)	609	600	2%
ンター		午後(13 時~17 時)	812	700	16%
第一コミュニテ		夜間(18 時~22 時)	812	700	16%
ィ室					
中地域防災セ	小	午前 (9 時~12 時)	429	400	7%
ンター		午後(13 時~17 時)	572	500	14%
第二コミュニテ		夜間(18 時~22 時)	572	500	14%
ィ室					
中地域防災セ	大	午前 (9 時~12 時)	872	700	25%
ンター		午後(13 時~17 時)	1,162	800	45%
視聴覚室		夜間(18 時~22 時)	1,162	800	45%
南区公会堂	ホール	午前 (9 時~12 時)	1368	1,300	5%
ホール	小	午後(13 時~17 時)	1824	1,700	7%
		夜間(18 時~22 時)	1824	1,700	7%
北市民プラザ	ホール	午前 (9 時~12 時)	2,069	1,800	15%
多目的ホール	大	午後(13 時~17 時)	2,760	2,400	15%
		夜間(18 時~22 時)	2,760	2,400	15%
北市民プラザ	大	午前 (9 時~12 時)	872	800	9%
第1会議室		午後(13 時~17 時)	1,162	1,000	16%
		夜間 (18 時~22 時)	1,162	1,000	16%
北市民プラザ	大	午前 (9 時~12 時)	872	800	9%
第2会議室		午後(13 時~17 時)	1,162	1,000	16%
		夜間 (18 時~22 時)	1,162	1,000	16%
			1,102	1,000	1070

北市民プラザ	大	午前 (9 時~12 時)	872	800	9%
談話室・音楽		午後(13 時~17 時)	1,162	1,000	16%
練習室		夜間(18 時~22 時)	1,162	1,000	16%
南市民プラザ	ホール	午前 (9 時~12 時)	2,069	1,800	15%
多目的ホール	大	午後(13 時~17 時)	2,760	2,400	15%
		夜間(18 時~22 時)	2,760	2,400	15%
南市民プラザ	大	午前 (9 時~12 時)	872	800	9%
会議室		午後(13 時~17 時)	1,162	1,000	16%
		夜間(18 時~22 時)	1,162	1,000	16%
南市民プラザ	大	午前 (9 時~12 時)	872	800	9%
和室		午後(13 時~17 時)	1,162	1,000	16%
		夜間(18 時~22 時)	1,162	1,000	16%
南市民プラザ	大	午前 (9 時~12 時)	872	800	9%
調理実習室		午後(13 時~17 時)	1,162	1,000	16%
		夜間(18 時~22 時)	1,162	1,000	16%
駅前市民	大	午前 (9 時~12 時)	872	800	9%
プラザ		午後(13 時~17 時)	1,162	1,000	16%
会議室		夜間(18 時~22 時)	1,162	1,000	16%

② 総合体育館使用料(個人)【受益者負担割合:プール・トレーニング室 75%、その他 50%】

<担当:生涯学習課社会体育係>

見直しに当たっての考え方

・前回改定時において他市平均を勘案し市内料金を改定し、市外料金を新設したこと及び前回調査 (令和元年度)から使用料を値上げした自治体はほぼなく、他市平均に大きな変動は見られないこと を踏まえて改定しない。

人件費 (円)	物件費等 (円)	減価償却費 (円)	原価合計(円)			
19,013,473	135,455,846	31,659,5	574	186,128,893			
項目名	区分等	理論上の適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率			
				(20%以上網掛)			
体育室(市内)	3 時間	342.5	300	14%			
体育室(市内・子供、グ	3 時間	_	150	_			
リーンパス)							
プール (市内)	2 時間	712.5	400	78%			
プール(市内・子供、グ	2 時間	_	150	_			
リーンパス)							
トレーニング室(市内)	2 時間	515.25	300	72%			
トレーニング室(グリー	2 時間	_	150	_			
ンパス)							
体育室(市外)	3 時間	342.5	350	△2%			
体育室 (市外・子供)	3 時間	_	200	_			
プール (市外)	2 時間	712.5	500	43%			
プール (市外・子供)	2 時間	_	150	_			
トレーニング室(市外)	2 時間	_	350	_			

③ 芸術小ホール使用料【受益者負担割合:50%】<担当:生涯学習課社会教育・文化芸術係>

見直しに当たっての考え方

・前回改定時において他市平均を勘案し市内料金を改定せず、市外料金を新設したこと、前回調査(令和元年度)から使用料を値上げした自治体はほぼなく、他市平均に大きな変動は見られないこと及び他市均衡を踏まえ改定しない。

人件費(円) 物件費		物件費等(円)	減価償却費	(円)	原価合計(円)
24,945,669 57,504,741		57,504,741	25,085,106		107,535,516	
項目名	区分等		理論上の適正	価格(円)	現行料金(円)	乖離率
						(20%以上網掛)
ホール	午前(9 時~12 時)		14,690	11,200	31%
(平日・市内)	午後(13 時~16 時 30 分)		17,138	19,600	△13%
	夜間(17 時 30 分~22 時)		22,035	25,200	△13%
	全日			53,862	50,700	6%
スタジオ	午前(9 時~12 時)		6,840	2,300	197%
(平日・市内)	午後(13 時~16 時 30 分)		7,980	4,000	100%
	夜間(17 時 30 分~22 時)		10,260	5,200	97%
	全日			25,080	10,400	141%
音楽練習室	午前(9 時~12 時)		5,475	2,000	174%
(平日・市内)	午後(13 時~16 時 30 分)		6,388	3,600	77%
	夜間(17 時 30 分~22 時)		8,213	4,600	79%
	全日			20,075	9,300	116%
アトリエ	午前(9 時~12 時)		4,793	1,400	242%
(平日・市内)	午後(13 時~16 時 30 分)		5,592	2,500	124%
	夜間(17 時 30 分~22 時)		7,189	3,200	125%
	全日			17,573	6,500	170%
ギャラリー	全日			27,583	12,000	130%
(平日・市内)						
ホール	午前(9 時~12 時)		14,690	13,300	10%
(土日・市内)	午後(13 時~16 時 30 分)		17,138	23,400	△27%
	夜間(17 時 30 分~22 時)		22,035	30,100	△27%
	全日			53,862	60,300	△11%
スタジオ	午前(9 時~12 時)		6,840	2,800	144%
(土日・市内)	午後(13 時~16 時 30 分)		7,980	4,800	66%
	夜間 (17 時 30 分~22 時)		10,260	6,200	65%
	全日			25,080	12,500	101%

音楽練習室	午前 (9 時~12 時)	5,475	2,400	128%
(土日・市内)	午後(13 時~16 時 30 分)	6,388	4,200	52%
	夜間 (17 時 30 分~22 時)	8,213	5,500	49%
	全日	20,075	11,000	83%
アトリエ	午前 (9 時~12 時)	4,793	1,700	182%
(土日・市内)	午後(13 時~16 時 30 分)	5,592	3,000	86%
	夜間 (17 時 30 分~22 時)	7,189	3,800	89%
	全日	17,573	7,700	128%
ギャラリー	全日	27,583	12,000	130%
(土日・市内)				
ホール	午前 (9 時~12 時)	14,690	13,400	10%
(平日・市外)	午後(13 時~16 時 30 分)	17,138	23,500	△27%
	夜間 (17 時 30 分~22 時)	22,035	30,200	△27%
	全日	53,862	60,800	△11%
スタジオ	午前 (9 時~12 時)	6,840	2,700	153%
(平日・市外)	午後(13 時~16 時 30 分)	7,980	4,800	66%
	夜間 (17 時 30 分~22 時)	10,260	6,200	65%
	全日	25,080	12,400	102%
音楽練習室	午前 (9 時~12 時)	5,475	2,400	128%
(平日・市外)	午後(13 時~16 時 30 分)	6,388	4,300	49%
	夜間(17時 30分~22時)	8,213	5,500	49%
	全日	20,075	11,100	81%
アトリエ	午前 (9 時~12 時)	4,793	1,600	200%
(平日・市外)	午後(13 時~16 時 30 分)	5,592	3,000	86%
	夜間(17時 30分~22時)	7,189	3,800	89%
	全日	17,573	7,800	125%
ギャラリー	全日	27,583	14,400	92%
(平日・市外)				
ホール	午前 (9 時~12 時)	14,690	15,900	△8%
(土日・市外)	午後(13 時~16 時 30 分)	17,138	28,000	△39%
	夜間 (17 時 30 分~22 時)	22,035	36,100	△39%
	全日	53,862	72,300	△26%
スタジオ	午前 (9 時~12 時)	6,840	3,300	107%
(土日・市外)	午後(13 時~16 時 30 分)	7,980	5,700	40%
	夜間 (17 時 30 分~22 時)	10,260	7,400	39%
	全日	25,080	15,000	67%

音楽練習室	午前 (9 時~12 時)	5,475	2,800	96%
(土日・市外)	午後(13 時~16 時 30 分)	6,388	5,000	28%
	夜間 (17 時 30 分~22 時)	8,213	6,600	24%
	全日	20,075	13,200	52%
アトリエ	午前 (9 時~12 時)	4,793	2,000	140%
(土日・市外)	午後(13 時~16 時 30 分)	5,592	3,600	55%
	夜間 (17 時 30 分~22 時)	7,189	4,500	60%
	全日	17,573	9,200	91%
ギャラリー	全日	27,583	14,400	92%
(土日・市外)				

④ 郷土文化館使用料【受益者負担割合:50%】<**担当:生涯学習課文化財担当>**

見直しに当たっての考え方

・理論上の適正価格と現行料金に乖離が見られるが、市民プラザとの均衡、利用率及び立地等の施設 の状況を考慮し、改定しない。

人件費 (円)		物件費等 (円)	減価償却費 (円)	原価合計(円)
	8,825,606	29,924,350	31,857,9	000	70,607,856
項目名	区分等		理論上の適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率
					(20%以上網掛)
講堂	午前(9時	~12 時)	3,755	1,400	168%
	午後(13日	寺~16 時 30 分)	4,380	1,600	174%
	夜間(17日	寺 30 分~22 時)	5,006	1,800	178%
	全日		13,141	4,800	174%
研修室①	午前(9時	~12 時)	2,094	800	162%
	午後(13日	寺~16 時 30 分)	2,443	900	171%
	夜間(17日	寺 30 分~22 時)	2,792	1,000	179%
	全日		7,329	2,700	171%
研修室②	午前(9時	~12 時)	2,094	800	162%
	午後(13日	寺~16 時 30 分)	2,443	900	171%
	夜間(17日	寺 30 分~22 時)	2,792	1,000	179%
	全日		7,329	2,700	171%
特別展示室	全日		21,067	7,200	193%

⑤ 学校グラウンド照明使用料【受益者負担割合:50%】<担当:生涯学習課社会体育係>

見直しに当たっての考え方

・理論上の適正価格と現行料金に乖離が見られるが、費用のほとんどが減価償却費であり、電気使用料、管理料等を勘案し、改定しない。

1年間の施設運営・維持管理に係る費用(原価)

人件費 (円)	物件費等(円)	減価償却費 (円)	原価合計(円)
101,703	70,308	3,709,800		3,881,811
項目名	区分等	理論上の適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率 (20%以上網掛)
三中グラウンド照明	2 時間	5,422	1,400	287%

⑥ 有料公園施設使用料【受益者負担割合:野球場・サッカー場 50%、テニスコート 75%】

<担当:環境政策課花と緑と水の係>

見直しに当たっての考え方

・原価計算の結果、テニスコート夜間照明が見直し対象であるが、直近の電気料金高騰のあおりを受け、令和4年度電気使用量は令和3年度とほぼ同等であったにも関わらず、料金は年額約18万円増となった。また、令和4年度の電気料金で原価計算を行い、適正価格を算出したところ乖離率は19%となったことから、改定しない。

人件費 (円)	物件費等(円)		減価償却費((円)	原価合計	(円)
11,127,574	31	,934,210		9,508,413		52,570,197
項目名	区分等	理論上の記	適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率
						(20%以上網掛)
野球場・サッカー場			624		650	△4%
谷保第三・矢川上公園テ			609		600	2%
ニスコート						
流域下水道処理場テニス			669		600	12%
コート						
テニスコート夜間照明			445		700	△35%

⑦ 福祉会館使用料【受益者負担割合:50%】<担当:福祉総務課地域福祉推進係>

見直しに当たっての考え方

・原価計算の結果、見直し対象のものがあるが、前回改定時において原価計算結果に基づき、乖離の あるものについて各料金の均衡を図りつつ改定を行った。今回の見直しにおいては前回の改定状況、 利用率及び他市均衡を踏まえ改定しない。

人件費(円) 物件		物件費等 (円)	減価償却費 (円)	原価合計(原価合計 (円)	
1	2,216,233	4,586,000	29,750,6	510	46,552,833	
項目名	区分等		理論上の適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率	
					(20%以上網掛)	
大ホール	午前(9時	~12 時)	4,409	2,800	57%	
	午後(13日	時~17 時)	5,878	3,700	59%	
	夜間(18日	時~22 時)	5,878	3,700	59%	
大ホール控	午前(9時	~12 時)	989	800	24%	
室	午後(13日	時~17 時)	1,318	1,000	32%	
	夜間(18日	時~22 時)	1,318	1,000	32%	
中会議室	午前(9時	~12 時)	1,844	1,500	23%	
	午後(13日	時~17 時)	2,458	1,900	29%	
	夜間(18日	時~22 時)	2,458	1,900	29%	
小会議室	午前(9時	~12 時)	1,202	900	34%	
	午後(13日	時~17 時)	1,602	1,100	46%	
	夜間(18日	時∼22 時)	1,602	1,100	46%	
講座室	午前(9時	~12 時)	1,416	1,400	1%	
	午後(13日	時~17 時)	1,888	1,800	5%	
	夜間(18日	時∼22 時)	1,888	1,800	5%	
料理講習室	午前(9時	~12 時)	1,416	1,700	△17%	
	午後(13日	時~17 時)	1,888	2,300	△18%	
	夜間(18日	時∼22 時)	1,888	2,300	△18%	
和室(大)	午前(9時	~12 時)	1,202	800	50%	
	午後(13日	時~17 時)	1,602	1,000	60%	
	夜間(18日	時∼22 時)	1,602	1,000	60%	
和室(小)	午前(9時	·~12 時)	774	700	11%	
	午後(13日	時~17 時)	1,032	900	15%	
	夜間(18日	時∼22 時)	1,032	900	15%	

大広間	夜間(18 時~22 時)	4,738	3,200	48%
分室	夜間(18 時~22 時)	3,882	1,200	224%

⑧ 自転車駐車場使用料【受益者負担割合:100%】<担当:道路交通課交通係>

見直しに当たっての考え方

- ・定期利用(市内)については、乖離率が一番大きい矢川駅北第1自転車駐車場の使用料を改定する と他の自転車駐車場との整合性が取れなくなり、結果、他の自転車駐車場の乖離率が大きくなってし まうことを考慮し改定しない。
- ・定期利用(市外)については、定期利用(市内)との均衡を図るため改定しない。
- ・一時利用については、民間や他市の料金が100~200円であるため改定しない。

人件費 (円)	物件費等 (円)	減価償却費(円) 原価合計		(円)	
13,473,120	73,680,110	25,430,771		112,584,001	
項目名	区分等	理論上の適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率	
				(20%以上網掛)	
国立駅南第1自転車駐	定期利用市内居住	1,361	1,500	△9%	
	定期利用市外居住	1,361	2,000	△32%	
車場使用料	一時利用	45	100	△55%	
国立駅南第2自転車	定期利用市内居住	1,255	1,500	△16%	
駐車場使用料	定期利用市外居住	1,255	2,000	△37%	
中央線高架下自転車	定期利用市内居住	891	1,000	△11%	
中 天禄 高采 下 百 転 単 「 ・ 駐車 場使 用料	定期利用市外居住	891	1,000	△11%	
就	一時利用	29	100	△71%	
谷保駅北第1自転車	定期利用市内居住	938	1,200	△22%	
駐車場使用料	定期利用市外居住	938	1,600	△41%	
就	一時利用	31	100	△69%	
谷保駅北第2自転車	定期利用市内居住	1,141	1,500	△24%	
駐車場使用料	定期利用市外居住	1,141	2,000	△43%	
谷保駅北第3自転車	一時利用	47	100	△53%	
駐車場使用料					
谷保駅北第4自転車	定期利用市内居住	1,251	1,500	△17%	
駐車場使用料	定期利用市外居住	1,251	2,000	△37%	
谷保駅北第5自転車	一時利用	43	100	△57%	
駐車場使用料					

谷保駅北第6自転車	一時利用	36	100	△64%
駐車場使用料				
谷保駅南自転車駐車	定期利用市内居住	1,283	1,200	7%
場使用料	定期利用市外居住	1,283	1,600	△20%
	一時利用	42	100	△58%
矢川駅北第1自転車	定期利用市内居住	1,045	1,500	△30%
駐車場使用料	定期利用市外居住	1,045	2,000	△48%
矢川駅北第2自転車駐	定期利用市内居住	1,434	1,200	20%
車場使用料	定期利用市外居住	1,434	1,600	△10%
単场使用科	一時利用	47	100	△53%
ケ川即业等の白起市野	定期利用市内居住	1,231	1,500	△18%
矢川駅北第3自転車駐	定期利用市外居住	1,231	2,000	△38%
車場使用料	一時利用	40	100	△60%

⑨ 城山さとのいえ使用料【受益者負担割合:50%】<**担当:南部地域まちづくり課農業振興係**>

	_	_				
見直しに当たっての考え方						
・原価計算の結果、見直し対象であるが利用状況を考慮し、改定しない。						
1年間の施設運営・維持を	管理	に係る費用(原価)				
人件費(円) 物件費等(円) 減価償却費(円) 原価合計(円)					円)	
1,106,639		1,338,895	1,953,81	8	4,399,352	
項目名		区分等	理論上の適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率	
					(20%以上網掛)	
第1情報展示スペース		1時間	193	200	△4%	
第2情報展示スペース		1時間	156	100	56%	
第1農の体験スペース 1 時間		132	100	32%		
第2農の体験スペース		1時間	230	300	△23%	

⑩ 旧国立駅舎使用料【受益者負担割合:50%】<担当:国立駅周辺整備課旧国立駅舎担当>

		日 过 100 /0	A -1-		WID EN 774/1	115-1	
見直しに当たっての考え方							
・原価計算の結果、見直し対象ではないため改定しない。							
1年間の施設は	1年間の施設運営・維持管理に係る費用(原価)						
人件費 (円)		物件費等 (円)		減価償却費 (円)		原価合計	(円)
2,	874,914	11,105,	833	15	5,659,500		29,640,247
百日夕	豆八 堃		IH ≅4	* Lの第二年物(円)	現行料金(ш)	乖離率
項目名	区分等		理師	理論上の適正価格(円) 現行		[])	(20%以上網掛)
広間	午前 (9	時~12 時)		5,324		5,000	6%
	午後(13 時~17 時)			7,099	7,00		1%
	夜間(18 時~22 時)			7,099	7,099		1%
	全日 (9	時~22 時)		19,523	19,000		3%
	時間外	(午前、午後、夜間の					
	時間帯に	(含まれない時間帯)	1,775		1,700	4%	
	1 時間当	たり					
展示室	平日全日	(10 時~19 時)		12,717		12,000	6%
	休日全日	(9時~19時)		14,130		14,000	1%
	時間外	(全日の時間帯に含ま		1 410	1 100		1-1
れない		詩間帯)1 時間当たり	1,413		1,400		1%

① 矢川プラス使用料【受益者負担割合:50%】<**担当:児童青少年課児童・青少年係**>

見直しに当たっての考え方							
・使用料の設定を行って間もないため(令和5年4月1日施行)、改定の対象外。							
1年間の施設運	営・維持	持管理に係る費用(原	(価)				
人件費 (円)	件費(円) 物件費等(円) 減価償却費(円) 原価合計(円)				(円)		
9,6	78,405	51,496,	441	24,361,702		2 85,536,5	
項目名	区分等		理論	論上の適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率
711	L), (- 11		2014 11 == (• • •	(20%以上網掛)
多目的ルーム	午前(9 時~12 時 30 分)	9 時~12 時 30 分)		1,900		2%
(大・市内)	午後(13 時~17 時)		2,220		2,200	1%
	夜間 (17時30分~21時30分)		2,220		2,200	1%
	全日 (9 時~21 時 30 分)		6,936		6,900	1%

多目的ルーム	午前 (9 時~12 時 30 分)	1,625	1,600	2%
(小・市内)	午後(13 時~17 時)	1,857	1,900	△2%
	夜間 (17時30分~21時30分)	1,857	1,900	△2%
	全日 (9 時~21 時 30 分)	5,804	5,800	0%
多目的ルーム	午前 (9 時~12 時 30 分)	2,735	2,700	1%
(大小同時利	午後(13 時~17 時)	3,126	3,100	1%
用・市内)	夜間 (17時30分~21時30分)	3,126	3,100	1%
	全日 (9 時~21 時 30 分)	9,767	9,700	1%
スタジオ	時間帯 1(9:00~11:00)	733	1,500	△51%
(市内)	時間帯 2(11:15~13:15)	733	1,500	△51%
	時間帯 3(13:30~15:30)	733	1,500	△51%
	時間帯 4(15:45~17:45)	733	1,500	△51%
	時間帯 5(18:00~20:00)	733	1,500	△51%
	時間帯 6(20:15~21:45)	550	1,300	△58%
	全日 (9:00~21:45)	4,672	8,800	<u>△47%</u>
 とおり土間	全日 (10:00~19:00)	9,300	9,300	0%
(平日・市内)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,033	1,000	3%
	れない時間帯)1時間当たり	,	,	
とおり土間	全日 (9:00~19:00)	10,333	10,300	0%
(休日・市内)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,033	1,000	3%
	れない時間帯)1時間当たり			
ホール	全日 (10:00~19:00)	11,338	11,300	0%
(平日・市内)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,260	1,300	△3%
	れない時間帯)1時間当たり			
ホール	全日 (9:00~19:00)	12,597	12,600	0%
(休日・市内)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,260	1,300	△3%
	れない時間帯)1時間当たり			
多目的ひろば	全日(10:00~19:00)	16,400	16,400	0%
(平日・市内)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,800	1,800	0%
	れない時間帯)1時間当たり			
多目的ひろば	全日 (9:00~19:00)	18,300	18,300	0%
(休日・市内)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,800	1,800	0%
	れない時間帯)1時間当たり			
多目的ルーム	午前 (9 時~12 時 30 分)	1,942	2,280	△15%
(大・市外)	午後(13 時~17 時)	2,220	2,640	$\triangle 16\%$

	夜間 (17時30分~21時30分)	2,220	2,640	△16%
	全日 (9 時~21 時 30 分)	6,936	8,280	△16%
多目的ルーム	午前 (9 時~12 時 30 分)	1,625	1,920	△15%
(小・市外)	午後(13 時~17 時)	1,857	2,280	△19%
	夜間 (17時30分~21時30分)	1,857	2,280	△19%
	全日 (9 時~21 時 30 分)	5,804	6,960	△17%
多目的ルーム	午前 (9 時~12 時 30 分)	2,735	3,240	△16%
(大小同時利	午後(13 時~17 時)	3,126	3,720	△16%
用・市外)	夜間 (17時30分~21時30分)	3,126	3,720	△16%
	全日 (9 時~21 時 30 分)	9,767	11,640	△16%
スタジオ	時間帯 1(9:00~11:00)	733	1,800	△59%
(市外)	時間帯 2(11:15~13:15)	733	1,800	△59%
	時間帯 3(13:30~15:30)	733	1,800	△59%
	時間帯 4(15:45~17:45)	733	1,800	△59%
	時間帯 5(18:00~20:00)	733	1,800	△59%
	時間帯 6(20:15~21:45)	550	1,560	△65%
	全日 (9:00~21:45)	4,672	10,560	△56%
とおり土間	全日 (10:00~19:00)	9,300	11,160	△17%
(平日・市外)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,033	1,200	△14%
	れない時間帯)1時間当たり			
とおり土間	全日 (9:00~19:00)	10,333	12,360	△16%
(休日・市外)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,033	1,200	△14%
	れない時間帯)1時間当たり			
ホール	全日 (10:00~19:00)	11,338	13,560	△16%
(平日・市外)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,260	1,560	△19%
	れない時間帯)1時間当たり			
ホール	全日 (9:00~19:00)	12,597	15,120	△17%
(休日・市外)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,260	1,560	△19%
	れない時間帯)1時間当たり			
多目的ひろば	全日(10:00~19:00)	16,400	19,680	△17%
(平日・市外)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,800	2,160	△17%
	れない時間帯)1時間当たり			
多目的ひろば	全日 (9:00~19:00)	18,300	21,960	△17%
(休日・市外)	時間外(全日の時間帯に含ま	1,800	2,160	△17%
	れない時間帯) 1時間当たり			

(2) 原価計算による料金設定の対象外

① 公園等使用料(占用料)<担当:環境政策課花と緑と水の係>

見直しに当たっての考え方

- ・原価計算によらず、料金を設定する(対象外②)。
- ・東京都立公園条例及び同施行規則に規定する市部の料金に変更がないことから改定しない。

項目名	区分等	現行料金(円)
電柱(本柱、支柱又は支線)		209
標識		149
水道管、下水道管、ガス管	外径 40cm 未満	37
	外径 40cm 以上 1m未満	93
	外径 1m以上	187
電線	地上	18
地下電線	外径 40cm 未満	37
	外径 40cm 以上 1m未満	93
	外径 1m以上	187
鉄塔		187
変圧塔、マンホールの類		187
郵便差出箱		74
公衆電話所		187
地下の占用物件	地上露出部分	187
	地下部分	93
高架の占用物件		93
天気、気象又は土地の観測施設		187
その他の占用		10
業として行う写真撮影	常時	8,192
業として行う写真撮影	臨時	100
業として行う映画、テレビ及びビデオの撮影		6,400
競技会、展示会、集会等		12
上記以外の場合		6

② 下水道使用料<担当:下水道課業務係>

見直しに当たっての考え方						
・公営企業に係る料金のため、改筑	Eしない (対象外③)。					
項目名	区分等	現行料金(円)				
下水道使用料	10 ㎡以下	540				
	10 ㎡超 20 ㎡以下、1 ㎡につき	110				
	20 ㎡超 50 ㎡以下、1 ㎡につき	150				
	50 ㎡超 100 ㎡以下、1 ㎡につき	180				
	100 ㎡超 200 ㎡以下、1 ㎡につき	215				
	200 ㎡超 500 ㎡以下、1 ㎡につき	255				
	500 ㎡超 1,000 ㎡以下、1 ㎡につき	295				
	1,000 ㎡超、1 ㎡につき	335				
	浴場汚水、1 ㎡につき	24				

③ 旧国立駅舎使用料<担当:国立駅周辺整備課旧国立駅舎担当>

見直しに当たっての考え方

・「屋外スペース」は、基本方針に定める原価計算に基づく料金設定を行うことが適切でないと考えられる「対象とすべき経費が存在しないもの」と整理し、他市・民間類似事例より 1 時間当たり 500円、市外事業者はその 1.5 倍として算出したものであるため改定しない。(対象外②)。

項目名	区分等	現行料金(円)
屋外スペース (市内)	午前 (9 時~12 時)	1,500
	午後(13 時~17 時)	2,000
	全日 (9 時~17 時)	3,500
	時間外(午前、午後の時間帯に含まれない	500
	時間帯)1 時間当たり	300
屋外スペース (市外)	午前 (9 時~12 時)	2,000
	午後(13 時~17 時)	3,000
	全日 (9 時~17 時)	5,000
	時間外(午前、午後の時間帯に含まれない	750
	時間帯)1 時間当たり	

④ 矢川プラス使用料<**担当:児童青少年課児童・青少年係**>

見直しに当たっての考え方					
・使用料の設定を行って間もないだ	ため(令和5年4月1日施行)、改定の対象外。	0			
項目名	区分等	現行料金(円)			
キッチンカースペース (市内)	キッチンカースペース (市内) 時間帯 1 (9 時~11 時 30 分)				
	時間帯 2(12 時~14 時 30 分)	1,500			
	時間帯 3(15 時~20 時)	2,000			
	全日 (9 時~20 時)	3,500			
	時間外(午前、午後の時間帯に含まれない	500			
	時間帯) 1 時間当たり	500			
キッチンカースペース (市外)	時間帯 1 (9 時~11 時 30 分)	1,800			
	時間帯 2(12 時~14 時 30 分)	1,800			
	時間帯 3(15 時~20 時)	2,400			
	全日 (9 時~20 時)	4,200			
	時間外(午前、午後の時間帯に含まれない	600			
	時間帯) 1 時間当たり				

6. 改定を行わない手数料

(1) 原価計算による料金設定の対象

① 市民課関係手数料【受益者負担割合:100%】<担当:市民課市民係>

見直しに当たっての考え方

・原価計算の結果、コンビニ交付については乖離率が著しく見直し対象ではあるが、コンビニ交付へ の誘導を図るため、手数料は改定しない。

サービス提供1件当たりの費用(原価)

	人件費 (円)	物件費等(円)	減価償却費(円)	原価合計 (円)
住民票等発行(窓口)	217	81	5	303
住民票等発行 (郵送)	289	86	6	381
印鑑証明書発行(窓口)	217	80	0	297
証明書コンビニ交付	0	1,105	387	1,492

項目名	区分等	理論上の適正価格	(円)	現行料金	金(円)		工 を離率 20%以上網掛)
住民基本台帳関係証	窓口		303		300)	1%
明書交付手数料 (住民票の写し、住	郵送		381		400)	△5%
民票記載事項証明 書、戸籍の附票)	コンビニ交付	1	1,492		200)	646%
住民基本台帳の閲覧			249		300)	△17%
印鑑証明手数料	窓口		297		300)	△1%
	コンビニ交付	1	1,492		200)	646%
その他証明手数料 (身分証明書、不在 籍証明書、不在住証 明書、独身証明書 等)	窓口・郵送		303		300)	1%

② 課税課関係手数料【受益者負担割合:100%】<担当:課税課諸税担当>

見直しに当たっての考え方

・原価計算の結果、コンビニ交付については乖離率が著しく見直し対象ではあるが、コンビニ交付へ の誘導を図るため、手数料は改定しない。

サービス提供1件当たりの費用(原価)

	Ç. 2 t,						
		人件費 (円)	物件費等	等(円)	減価償却費(P	9)	原価合計(円)
市税証明書発行 (窓口)	162		175		0	337	
市税証明書発行 (郵送)	270		174		0	444	
固定資産税証明書発行(窓口)	193	121			0	314	
固定資産税証明書発行(郵送)		322	121			0	443
証明書コンビニ交付(再掲)		0	1,105		38	37	1,492
項目名	区分等	理論上の適正価値	適正価格(円) 現行料金(円		金(円)		離率 %以上網掛)

項目名	区分等	理論上の適正価格(円)	現行料金(円)	(20%以上網掛)
市税証明書交付手数料	窓口	337	300	12%
	郵送	444	400	11%
	コンビニ	1,492	200	646%
	交付	1,152	200	01070
固定資産税証明書交付手数料	窓口	314	300	5%
	郵送	443	400	11%

③ 道路関係証明手数料【受益者負担割合:100%】<担当:道路交通課管理係>

見直しに当たっての考え方								
・原価計算の結果、身	直	し対象であるが他市	均衡を	と踏まえ改定しな	· / / °			
サービス提供1件当力	きり	の費用(原価)						
人件費 (円)		物件費等 (円)		減価償却費(尸	3)	原価合	計(円)	
4	40		130		0			570
項目名	IZ.	分等	理論上	の適正価格(円)	現行料金(四)	乖離率	
次 日石		<i>)</i>) (1	生師工	.。2.随亚.圃.佰(11)	先11行並(1 1)	(20%以上網掛)	
道路及び河川・水路	証	明書交付手数料		570		300		90%
の証明交付手数料	公	簿等謄抄本交付手		570		300		90%
	数	料						

④ 自転車移送手数料【受益者負担割合:100%】<担当:道路交通課交通係>

見直しに当たっての考え方

・新型コロナウイルス感染症の影響で外出が自粛されたことにより、前回の見直し時の原価計算と比較し、撤去台数が約5分の1となったことから1台当たりの原価(物件費等)が高額になった。そのため、今回の原価計算結果では乖離率が著しく見直し対象となるが、他市との均衡に加えて、撤去委託料の削減を検討していることを踏まえて改定しない。

サービス提供1件当たりの費用(原価)

人件費 (円)	物件費等 (円)	減価償却費 (円)		原価合計(円)
489	19,824		0		20,313
項目名	区分等	理論上の適正価格(円)	現行	料金(円)	乖離率
					(20%以上網掛)
自転車移送手数料		20,313		2,000	916%

⑤ 自転車駐車場定期利用券再発行手数料【受益者負担割合:100%】<担当:道路交通課交通係>

見直しに当たっての考え方							
・原価計算の結果、見直し対	・原価計算の結果、見直し対象ではないため改定しない。						
サービス提供1件当たりの費	サービス提供 1 件当たりの費用(原価)						
人件費 (円)	物件費等 (円)	減価償却費 (円)	原価合計(円)			
72	1,100		0	1,172			
項目名	区分等	理論上の適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率			
				(20%以上網掛)			
定期利用券手数料		1,172	1,000	17%			

⑥ 廃棄物処理業等許可手数料【受益者負担割合:100%】 <担当:ごみ減量課清掃係>

見直しに当たっての考え方							
・原価計算の結果、見直	し対象	々ではないため	改定し	ない。			
サービス提供1件当たり	の費用	月(原価)					
人件費 (円)	物件	費等(円)		減価償却費(円)	原価合	計 (円)
7,728			578		0		8,306
項目名		区分等	理論	計上の適正価格	現行料金(P	3)	乖離率
			(円))			(20%以上網掛)
一般廃棄物処理業及び浄	化槽			8,306		10,000	△17%
清掃業許可申請手数料							

⑦ 歯科手数料【受益者負担割合:100%】<担当:子育て支援課子ども・発達支援係>

<u> </u>							
見直しに当たっての	見直しに当たっての考え方						
・原価計算結果、見	直直し	対象であるが、他市均	衡を	と踏まえ改定した	۲۷,°		
サービス提供1件当	サービス提供 1 件当たりの費用(原価)						
人件費 (円)		物件費等 (円)		減価償却費(円) 原価合計(円)			計 (円)
	322	6,0)16	0			6,338
項目名	区分	等	理語	論上の適正価格	現行料金(F	円)	乖離率
			(円				(20%以上網掛)
歯科処理料	乳菌	前・永久歯フッ素塗布		6,338		500	1,168%

⑧ マンション管理計画認定事務手数料【受益者負担割合:100%】<**担当:都市計画課都市計画係**>

見直しに当たっ	見直しに当たっての考え方							
・手数料の設定	・手数料の設定を行って間もないため(令和5年4月1日施行)、改定の対象外。							
サービス提供 1	件当たりの費用(原価)							
		人件費 (円)	物件費等	等(円)	減価償却費(円)	原価合計 (円)		
認定及び更新_	管理計画	3,478		0	0	3,478		
認定及び更新_	計画数加算	1,546		0	0	1,546		
変更_管理組合法	運営基準	4,186		0	0	4,186		
変更_管理規約	基準	3,478		0	0	3,478		
変更_管理組合統	経理基準	3,993		0	0	3,993		
変更_組合員・	居住者名簿基準	2,576		0	0	2,576		
変更_長期修繕	変更_長期修繕計画作成・見直し基準			0	0	8,372		
変更_長期修繕計画作成・見直し基準(計画数加算)		4,572	0		0	4,572		
変更_その他		1,868		0	0	1,868		
項目名	区分等	理論上の適正価値	格(円)	現行料金	金(円)	乖離率 (20%以上網掛)		
認定及び更新	管理計画		3,478		3,500	△1%		
	計画数加算		1,546		1,600	△3%		
変更	管理組合運営基準		4,186		4,200	0%		
	管理規約基準		3,478		3,500	△1%		
	管理組合経理基準		3,993		4,000	0%		
	組合員・居住者名簿基準		2,576		2,600	△1%		
	長期修繕計画作成・見直し基準		8,372		8,400	0%		
	長期修繕計画作成・見直し基準(計画数加算)		4,572		4,600	△1%		
	その他		1,868		1,900	△2%		

- (2) 原価計算による料金設定の対象外
- ① 市民課関係手数料<担当:市民課市民係>

見直しに当たっての考え方

- ・戸籍証明及び自動車臨時運行許可に係る手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規 定によるため改定しない(対象外①)。
- ・個人番号カード再発行手数料は、国庫補助基準によるため改定しない(対象外④)。

項目名	区分等	現行料金(円)
戸籍証明手数料	受理証明書、記載事項証明書	350
	全部(個人)事項証明書、除籍記載事項証明書	450
	除籍全部(個人)事項証明書、除籍謄(抄)本、	750
	改製原戸籍謄(抄)本	
	上質紙使用の婚姻届受理証明書	1,400
自動車臨時運行許可手数料		750
個人番号カード再発行手数料		800

② 課税課関係手数料<担当:課稅課諸稅担当>

見直しに当たっての考え方					
・旧地方公共団体手数料令*2の規定に準じるため、改定しない(対象外④)。					
項目名	区分等	現行料金(円)			
住宅用家屋証明書申請手数料		1,300			

③ 行政不服審査法による手続における提出書類等の写し等交付手数料

<担当:文書法制課文書法制係・オンブズマン事務局>

見直しに当たっての考え方						
・行政不服審査法及び同法施行令の規定に準じるため、改定しない(対象外④)。						
項目名	区分等	現行料金(円)				
提出書類等の写し等交付手数料	白黒	10				
	カラー	20				

④ 行政財産使用料<担当:総務課庶務管財係>

見直しに当たっての考え方					
・東京都行政財産使用料条例の規定に準じるため、改定しない (対象外②)。					
項目名	区分等	現行料金(円)			
行政財産使用料	土地	価格×2.5/1000			
	建物	価格×6/1000			

⑤ 行政財産使用料(撮影)<担当:総務課庶務管財係>

見直しに当たっての考え方		
・撮影使用料を設定している近隣市と比較して大きな乖離がないため、改定しない(対象外②)。		
項目名	区分等	現行料金(円)
屋内	個別の設置条例で使用料を定めていない屋内市有施設	68,800
	個別の設置条例で使用料を定めている屋内市有施設	41,600
	借地に存する市有施設	36,000
	借地に存する借上施設	27,200
屋外	道路・水路・都市公園・借地	27,200
	上記を除く市有地	32,800

⑥ 優良住宅等認定事務手数料<担当:都市計画課指導係>

見直しに当たっての考え方			
・旧地方公共団体手数料令の規定に準じるため、改定しない(対象外④)。			
項目名	区分等	現行料金(円)	
優良宅地造成認定申請手数料		86,000	
優良・良質住宅新築認定申請手数料	100 ㎡以下	6,200	
	500 ㎡以下	8,600	
	2,000 ㎡以下	13,000	
	10,000 ㎡以下	35,000	
	10,000 ㎡超	43,000	

⑦ 道路占用料督促手数料<担当:道路交通課管理係>

見直しに当たっての考え方			
・道路法の規定に準じるため、改定しない(対象外④)。			
項目名	区分等	現行料金(円)	
督促手数料			63

⑧ 屋外広告物関係手数料<担当:道路交通課管理係>

見直しに当たっての考え方			
・東京都屋外広告物条例の規定に準じるため、改定しない(対象外④)。			
項目名	区分等	現行料金(円)	
屋外広告物許可手数料	はり紙及びはり札	2,250	
	立看板	450	
	広告幕 (網)	990	
	アドバルーン	2,850	
	広告板	3,220	
	広告塔	3,220	

⑨ 下水道関係手数料<**担当:下水道課業務係**>

見直しに当たっての考え方			
・公営企業に係る料金のため、改定しない(対象外③)。			
項目名	区分等	現行料金(円)	
指定下水道工事店申請手数料	指定	10,000	
	期限更新	5,000	
	証明書交付	200	
	指定証再交付	5,000	
責任技術者登録手数料		3,000	

⑩ 工場認可手数料<担当:環境政策課環境政策係>

見直しに当たっての考え方			
・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規定に準じるため、改定しない(対象外④)。			
項目名	区分等 現行料金(円)		
工場認可手数料	設置認可、作業場床面積~500 m²	8,700	
	設置認可、作業場床面積 500 ㎡~1,000 ㎡	14,200	
	設置認可、作業場床面積 1,000 ㎡~	20,200	
	変更認可	7,600	

① 狂犬病予防法関連手数料<担当:健康まちづくり戦略室保健センター>

見直しに当たっての考え方			
・旧地方公共団体手数料令の規定に準じるため、改定しない(対象外④)。			
項目名	区分等	現行料金(円)	
犬の登録及び鑑札交付手数料		3,000	
犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料		550	
犬の鑑札再交付手数料		1,600	
犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料		340	

^{*1} 対象外①~④:基本方針 4 ページに記載の、原価計算によらず料金の設定を行うとした使用料・手数料の分類を示す。

^{*2} 旧地方公共団体手数料令:平成12年の地方自治法改正により、手数料の額は地方公共団体の条例により定めることとされ、それまで手数料の額を規定していた地方公共団体手数料令が廃止となり、現在の地方公共団体の手数料の標準に関する政令が制定された。